

館山市観光振興支援事業補助金に係る手続き等について

館山市観光振興支援事業補助金に係る手続きの概要は下表のとおりです。

補助金の適正な執行及び補助事業者の自己負担の軽減・適正化を図る観点から、補助事業者は補助対象経費に係る契約の締結に際して、契約予定額により複数人（社）の見積書を必要とする場合があります。

補助対象事業

- ① 観光関連施設の整備
- ② 観光資源の開発又は既存観光資源の魅力向上
- ③ 観光キャンペーンの開催
- ④ 特産品の開発及びその普及促進
- ⑤ 観光情報発信の充実
- ⑥ 観光来訪者の受入体制の充実

※既存のものの増設・増産を行う事業は対象外

注 意

補助金交付事業は、審査会を開催して申請者より説明を受け、事業を決定します。審査基準を満たす事業が複数となった場合は、獲得点数の高い事業者を採択します。

<補助金に係る手続きの概要>

書類名等	様 式	書類作成者とその宛先等	説 明
補助金交付申請書	(第1号様式)	申請者 ⇒ 館山市	補助金の交付を受けようとする者が、市長に提出
補助金交付決定通知書	※省略	館山市 ⇒ 申請者	市長は、補助金交付申請書の審査等(審査会)を行い、補助金を交付するか否か(補助金の額の修正を含む)を決定して、申請者に通知
補助金変更(中止・廃止)承認申請書	(第2号様式)	申請者 ⇒ 館山市	申請者は、事業内容の変更、事業の中止や廃止をしようとするときは、市長に申請
補助金実績報告書	(第3号様式)	申請者 ⇒ 館山市	申請者は、事業が完了したときは、市長に提出 ※経費の支払いをもって、事業完了
補助金の額の確定通知書	※省略	館山市 ⇒ 申請者	市長は、補助金実績報告書の審査等を行い、交付すべき補助金の額を確定して、申請者に通知
補助金交付請求書	(請 求 書)	申請者 ⇒ 館山市	申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長に提出
補助金の支払い		館山市 ⇒ 申請者	市長は、補助金交付請求書の提出を受けて、補助金を申請者に支払う
補助事業の報告	(第4号様式)	申請者 ⇒ 館山市	申請者は、補助事業の状況を市長に報告

申請受付期間 令和6年6月10日(月) ～ 令和6年6月28日(金) 17時まで

審査会開催日 令和6年7月上旬 “渚の駅” たてやま(予定)

事業完了日 令和7年2月28日(金)まで

実績報告書提出 令和7年3月7日(金)まで

補助対象者	補助率	補助金限度額
市内に住所を有する中小企業者など	2分の1以内	50万円

※ 補助対象経費が30万円未満となる場合は、対象外です。

※ 補助対象経費に消費税額は含まれません。

●留意事項

【申請関係】

- ・申請者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する中小企業者によって組織された団体等（組織された団体の事業者数が2以上のものに限る）となります。民間団体等は対象となりません。
- ・申請団体等の構成員に対する経費は対象外となります。
- ・申請にあたっては、実施可能な事業となるよう十分に内容を検討してください。
- ・補助対象事業は単年度事業となりますが、補助終了後も継続可能な事業となるよう企画してください。
- ・採択事業は、外部有識者を交えた審査会（申請者によるプレゼンテーション・質疑応答）において審査を行い、一定の基準以上の事業が推薦され決定します。一定の基準以上のものが複数となった場合は、予算の範囲内で、上位の事業が推薦されます。

【実績報告】

- ・事業は、事業を実施し、実施に係る経費の支払いをもって事業完了となります。
- ・支出に関する書類として、見積書・請求書・領収証を徴収し、10万円以上の案件については発注書若しくは請書、30万円以上の案件については契約書を作成してください。
- ・完了を証する書類として、納品書・工事完了報告書等を徴収してください。

問合せ先：観光みなと課 観光企画プロモーション係（館山市館山 1564-1 “渚の駅” たてやま内）
TEL：0470-22-2544 FAX：0470-24-2404 E-mail：kanko@city.tateyama.chiba.jp